

大分県の畜産と畜産環境対策について

大分県 農林水産部 畜産振興課 衛生環境班
課長補佐

武石 秀一

1. 大分県の概要

本県は、瀬戸内海と豊後水道に面した九州東岸に位置し、東西 120km、南北 110km におよぶ変化に富んだ地形と気候であり、多くの名水など豊かな自然に恵まれた地域です。特に温泉については、全国一の源泉数・湧出量を誇る別府をはじめ各地に温泉があり、「日本一のおんせん県おおいた」として売り出しています。

地形は県北部を除き全域が典型的な中山間地域であり、耕地面積の 70%がこの中山間地域にあり起伏の多い地勢となっています。このため、トンネルの数が 481 箇所にのぼり全国一トンネルの多い都道府県となっています。一方、県南部の海岸はリアス式海岸となっており良好な漁場を形成しています。

気候については、年平均気温 17℃で、全体としては温暖な気候といえますが、山間部は九州の屋根となる九重山を背後に控え、冬季は積雪するなど温暖地域としては厳しい気候となります。

2. 大分県の農業と畜産業

本県の農業産出額は 1,276 億円（平成

25 年）で、全国における位置は農業産出額で 1.6%、耕地面積では 1.3%を占めています。本県は比較的規模の小さい販売農家が多く、担い手のさらなる減少や高齢化がすすむ中で、将来にわたって持続可能な農林水産業の構築が求められています。

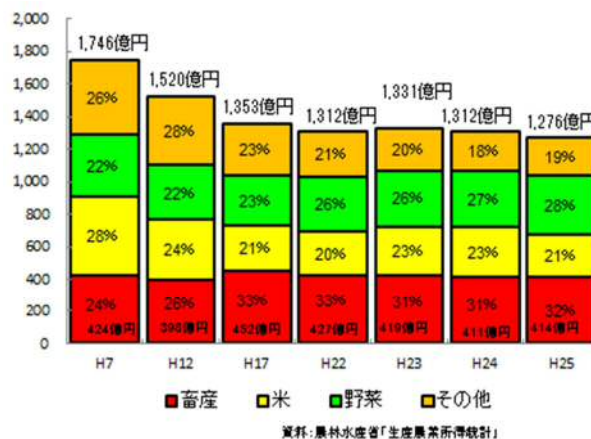


図1 大分県の農業生産額の推移

さらに、農業産出額を部門別に見ていくと畜産が 414 億円（32%）で部門別の第一位を占め、以下、野菜 357 億円（28%）、米 267 億円（21%）の順となっています（図1）。また、畜産部門別産出額は、肉用牛が 123 億円（30%）、養鶏が 115 億

円(28%)、乳用牛が89億円(21%)、豚が86億円(21%)となっています(図2)。この中で、肉用牛は県産和牛を「おおいた豊後牛」にブランド統一し、オレイン酸の測定体制の整備や畜産公社からの海外輸出(タイ等)を開始しています。

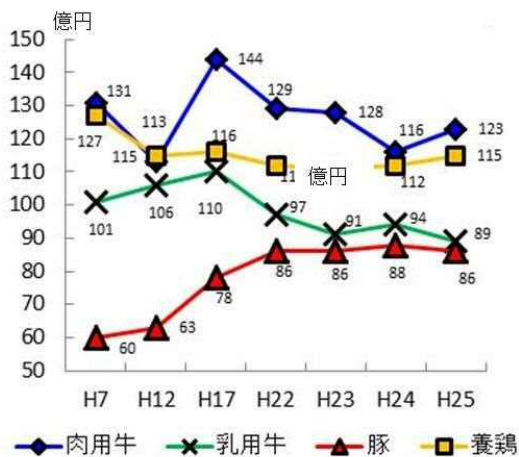


図2 大分県の畜産部門別産出額の推移

畜種別の飼養状況を表1に示しましたが、各畜種ともに大規模化が進み、特に乳用牛では1戸あたりの平均飼養頭数が90頭で全国3位の規模となっているほか、豚も1戸あたりの平均飼養頭数が2,427頭で全国8位の規模となっています。

表1 畜種別の飼養戸数と頭羽数
(平成26年2月1日現在)

(単位:頭、頭/戸)

	肉用牛	乳用牛	豚	採卵鶏	肉用鶏
				(単位:千羽)	(単位:千羽)
飼養戸数	1,450	156	60	37	58
飼養頭数	51,300	14,100	145,300	1,498	2,423
1戸あたり	35	90	2,422	41	38

採卵鶏・肉用鶏は、1,000羽以上の規模
(資料:農林水産省 畜産統計)

3. 大分県の畜産環境対策

(1) 家畜排せつ物の発生状況

平成26年本県における家畜排せつ物の年間発生量は、家畜飼養頭羽数から推計すると991万t/年となります。畜種別で最も多いのが肉用牛の37万t(37.2%)であり、以下、豚の32万t(32.0%)、乳用牛の24万t(24.1%)、鶏の7万t(6.7%)となっています。地域的には乳牛の飼養頭数が多い県西部での発生量が多く、次いで県南西部の豊肥地区で発生量が多くなっています。

(2) 畜産経営に起因する苦情の発生件数

混住化の進行、飼養規模の拡大、住民の環境意識の高まり等を背景として、畜産に起因する水質汚濁、悪臭発生、害虫発生等の環境問題が発生しています。このため、環境に対する負荷を軽減するとともに、資源の有効活用を図るとの観点から、家畜排せつ物を適正に管理し、堆肥として土づくりに積極的に活用するなど、その資源としての有効利用を一層促進する必要があります。

畜産環境問題による苦情発生の実態については毎年調査を実施しており、平成25年度においては、45件の問題が発生しています。

発生状況は、内容別では、「悪臭」によるものが20件(44.4%)と最も多く、次いで「水質汚濁」が10件(22.2%)となっています(図3)。また、畜種別では、図4に示すとおり肉用牛に起因するものが16件(35.6%)、乳用牛に起因するものが11件(24.4%)となっており、以下、豚15件、鶏3件となっています。

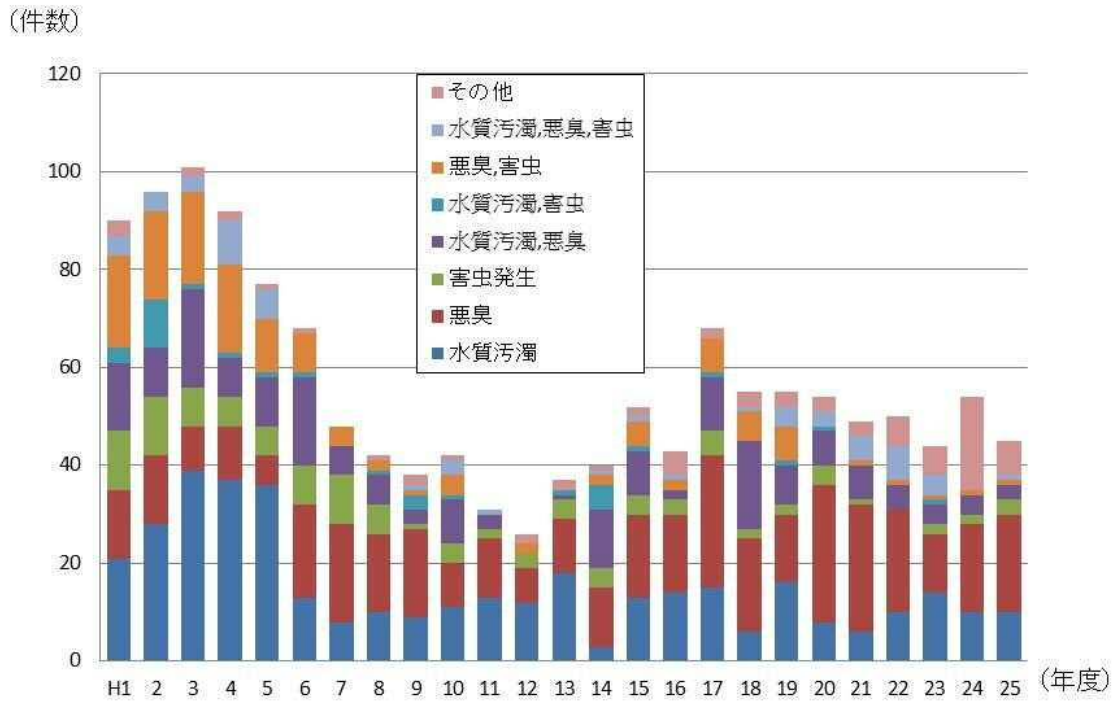


図3 内容別苦情発生状況

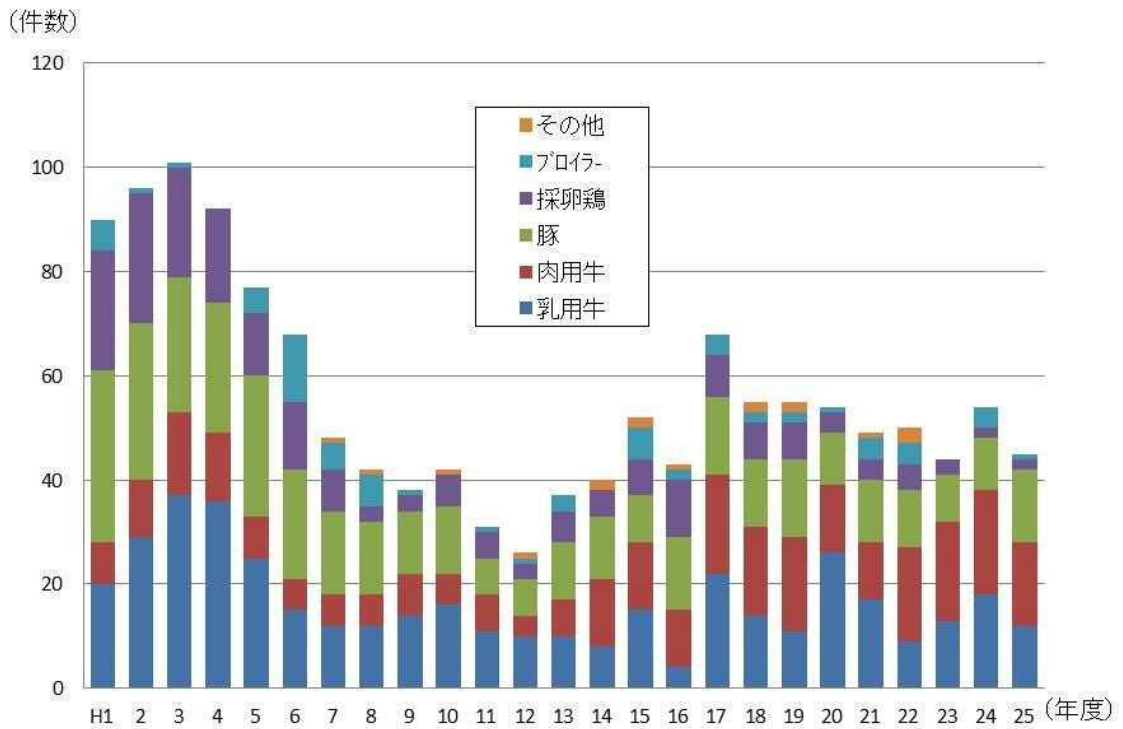


図4 畜種別苦情発生状況

(3) 大分県における畜産環境保全の
基本方針と具体的な施策

畜産に起因する環境問題を解消し、畜産経営の健全かつ安定的な発展を図るため、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」(以下「家畜排せつ物法」)に基づき、以下の環境保全対策を推進することとしています。

ア 家畜排せつ物の管理の適正化を図るため「家畜排せつ物法」に規定された家畜排せつ物の管理基準(処理・保管施設の構造設備・管理方法)に従い畜産農家へ指導・助言等を行います。

イ 家畜排せつ物の利用の促進を図るため、国が定めた基本方針の内容に即した「家畜排せつ物の利用の促進を図るための県計画」(①家畜排せつ物の利用の目標、②整備を行う処理高度化施設の内容及び整備に関する目標、③家畜排せつ物の利用の促進に関する技術研修の実施及び技術向上に関する事項等、以下「県計画」)に基づき、本県の畜産を担う大規模経営体を育成するとともに、環境保全型農業を推進するため、畜産と耕種の連携による堆肥の流通利用促進を図ります。

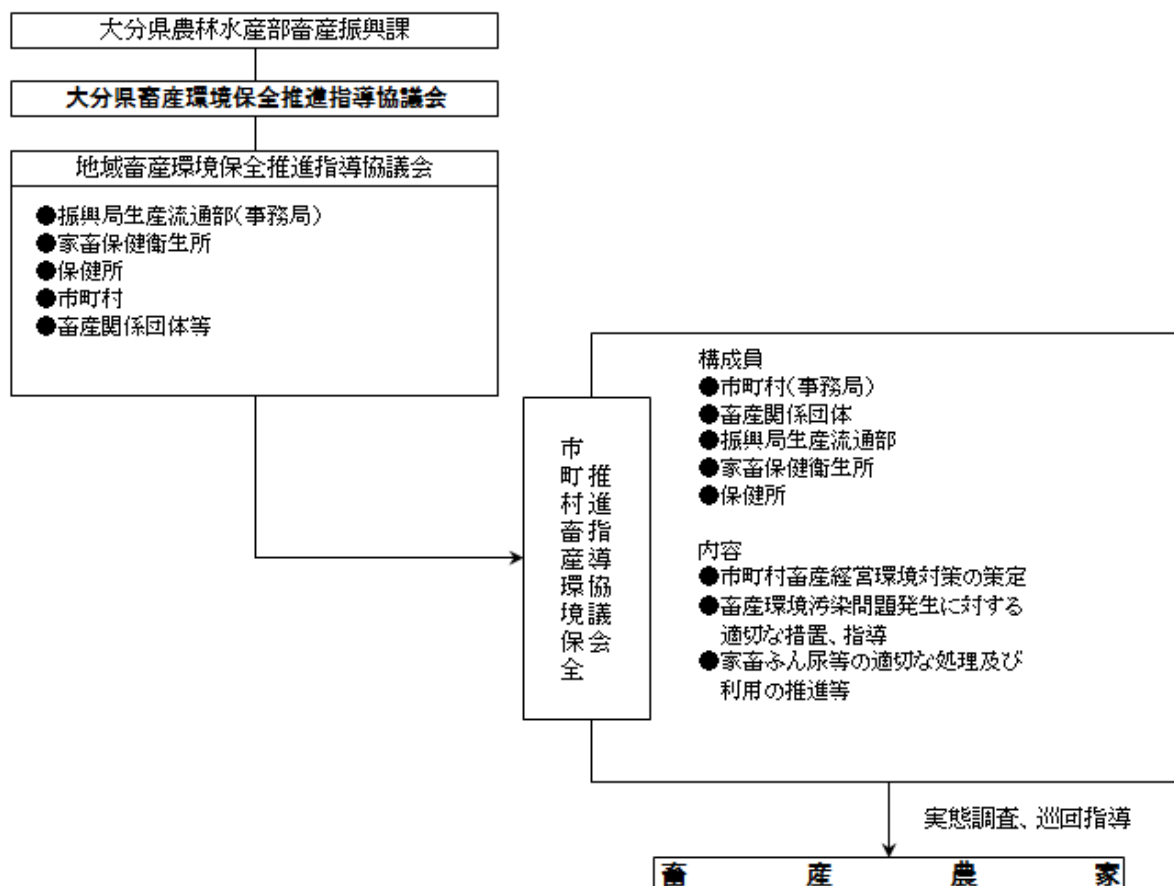


図5 畜産環境保全指導体制

今後、経営規模の拡大に伴う家畜排せつ物の発生量増加が見込まれることから、「大分県環境保全型畜産確立基本方針」に基づき設置している県及び地域畜産環境保全推進指導協議会の活動を強化するとともに、管理基準に基づく適正な管理に向けた指導並びに実態調査等を行います。

また、様々な畜産に起因する環境問題等に適切に対応できるよう、中央畜産技術研修及び家畜排せつ物処理研修会等に職員を派遣し技術習得を図り、適正処理

の普及啓発を行います。

一方、家畜排せつ物処理施設等については、畜産関係団体等の協力の下に「県計画」に沿い、各種制度を活用しながら整備します。また、家畜排せつ物の堆肥化による「土づくり」を円滑に推進するため、「大分県有機質資材生産者協議会」を中心に堆肥の品質向上を図るとともに広域流通体制の整備を推進します。なお、畜産環境保全対策の推進指導體制を図5に示しました。

堆肥で土づくり

この地図はクリックブルマップになっております。
見たい場所をクリックすると詳細がご覧になれます。



大分県有機質資材生産者協議会

大分県では有機質資材生産者協議会を結成し、有機質資材の分析、幼植物栽培試験などを実施し、品質の向上、安定、施用の適正化につとめています。

事務局 全国農業協同組合連合会 大分県本部 土壌診断センター
TEL:0975-544-0101・FAX:0975-546-6840

http://oitatikusan.web.fc2.com/ooitatikusan/1_7environment/map/map.html

図6 大分県有機質資材生産者協議会のホームページ

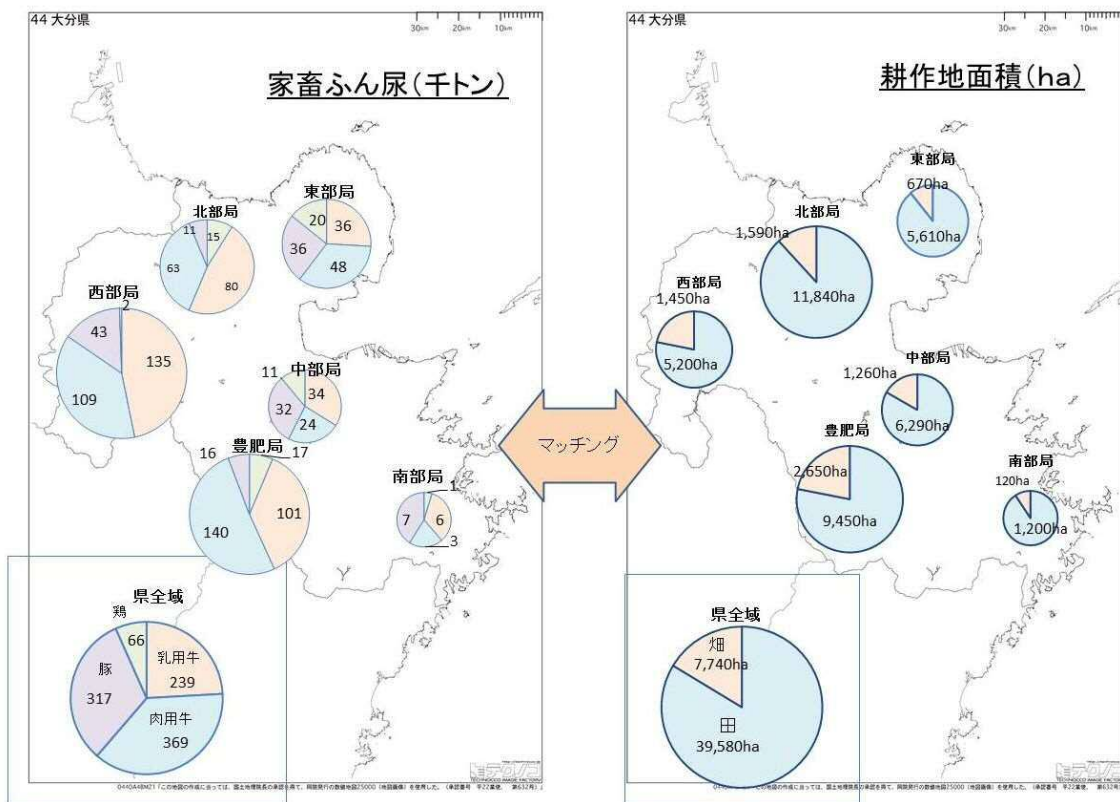


図7 家畜ふん尿発生量と耕作面積の対比(振興局ごと)

(4) 耕畜連携に関する取り組み

1) 大分県有機質資材生産者協議会

大分県では、農業団体と県が中心となって平成4年に大分県有機質資材生産者協議会を設立しました。前身となる組織から数えると30年近い歴史があります。現在は、事務局を全国農業協同組合連合会大分県本部の営農支援検査センターに置き、39の会員数で構成されています。会員には、畜産農家だけでなく、バークや汚泥、焼酎かす等の有機質資材と家畜排せつ物と混合して堆肥を生産している法人も含まれています。

協議会の活動内容は、各生産者の堆肥の成分分析を行うほか、発芽・栽培試験を実施し適正施用量を調査しています。営農支援検査センターで行う土壌分析の結

果と合わせ、有機質資材や化学肥料の適正施用量を助言しています。栽培される作物は、品目毎に栽培方法や土壌の条件が異なることから、定期的な土壌診断を行い、作物にもっとも適した土づくりをすることが大切です。県有機質資材生産者協議会と営農支援検査センターでは、稲作・園芸農家の土壌に必要な肥料成分の施肥設計や畜産農家が生産する有機質資材の成分分析、技術研修会等による助言指導、またホームページ上に堆肥マップ(図6)を掲載し、堆肥の成分や施肥例が閲覧できるようにする等、大分県下の「土づくり」を進めています。

2) 堆肥の広域流通

県内における家畜の飼養と耕作地には、地域的偏りがあります。この状況を

図7に示しました。この図は県内を6つの振興局毎に、家畜飼養頭数をもとに推計した家畜排せつ物の発生量と耕作面積を対比させたものです。家畜排せつ物の発生量は県西部で多く、耕作地は県北部に広がっています。円滑な堆肥利用を行うには家畜排せつ物の発生量の多い地域と耕作地面積の多い地域をマッチングさせる必要があります。

県北部は、県内有数の水田地帯であるほか、干拓地では白ネギの生産も盛んで、堆肥の活用が望まれます。一方、酪農が盛んな県西部は、1戸当たりの飼養規模が大きく堆肥の生産量も増加傾向にある中、耕作面積は少なく、堆肥の十分な活用ができていない状況にあります。こうした中、県西部の大規模農場では、堆肥のストックヤードを耕作地域に整備し

て、堆肥の広域流通に向けて取組を始めたところです。また、労力が不足している農家に代わり、堆肥の運搬や散布を受託する新たなコントラクター組織の活動も見受けられます。

4. まとめ

畜産環境対策は畜産経営を継続していく上では避けては通れない課題であり、畜舎周辺の市街化が進む中では、周辺住民からの要望もより高いものとなっています。

家畜排せつ物法の完全施行から10年が経過し、今後は、より良質な堆肥生産とともに畜産農家と耕種農家の間で堆肥の円滑な流通を行うことで、環境保全型農業の推進につながっていくものと思います。

